

令和8年度 いわてグローカル人材育成推進協議会
「いわて協創グローカル人材育成プログラム」 申請の手引き

いわてグローカル人材育成推進協議会

「いわて協創グローカル人材育成プログラム」（以下、「本事業」という。）への応募学生の申請を行う場合は、「第11回（R8）いわてグローカル人材育成推進協議会・海外留学支援事業～いわて協創グローカル人材育成プログラム～ 学生募集要項」（以下、「募集要項」という。）を確認した上で手続きを行ってください。

また、申請をするにあたっては、当協議会ホームページの案内を参照してください。

1. 学生の申請にあたって確認すべき要件

項目	内容	参照箇所
(1) 学生の留学計画の要件	<p>支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を<u>全て満たすもの</u>とします。</p> <p>① 令和8年(2026年)8月6日(木)から令和9年(2027年)3月15日(月)までの間に諸外国において留学が開始される（渡航日ではなく、プログラム開始日となります。）計画 ※ <u>本協議会が主催する派遣生事前ガイダンスに参加すること</u>が、<u>留学開始の要件となります。</u></p> <p>② 諸外国における留学期間が14日以上3か月以内の計画 ※ 留学期間とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国に係る期間は含まれません。 ※ 留学期間終了後、1か月以内に帰国する必要があります。</p> <p>③ 令和9年(2027年)3月31日(水)までに留学期間が終了する計画</p> <p>④ 留学先における留学先機関がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画 ※留学先機関とは、次の要件すべてを満たす現地の法人・団体等の機関とします。個人による受入れは本事業の留学先機関として認められません。</p> <p>(ア) 教育上有益な探究活動の実施が可能であること。 (イ) 受入許可証（派遣学生の氏名、受入れ先機関名、日程、活動内容が記載されたもの）やそれに準ずるもの（前述事項が記載されたメールの写し等）の発行が可能であること。</p> <p>※ 受入許可証は渡航日の1ヶ月前までに提出すること⑤ 在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画</p> <p>⑤ 在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画</p> <p>⑥ 今回の留学経験を将来的に地域貢献等に生かしていく視点が盛り込まれた計画</p> <p>⑦ 留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画 ※ 語学留学など語学力向上のみを目的とした計画は、支援の対</p>	募集要項：第6項 「(2) 実施計画の要件」

項目	内容	参照箇所
	<p>象なりません。</p> <p>⑧ 県内企業等におけるインターンシップが3日以上の計画</p>	
(2) 支援の対象となる派遣留学生	<p>本事業で支援する派遣学生とは、日本国籍を有する学生又は応募時までに日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(8)に掲げる要件を<u>全て満たす</u>学生になります。</p> <p>(1) 本事業で実施するプログラム及び留学機運釀成のための活動、支援企業等に対する活動報告等に積極的に協力できる学生</p> <p>(2) いわて高等教育コンソーシアムに所属する岩手県内の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生</p> <p>(3) 在籍大学等が派遣を許可し、実施計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生</p> <p>(4) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生</p> <p>(5) 留学終了後、在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生</p> <p>※ 採択された実施計画の期間中であっても、卒業等により在籍大学等に在籍しなくなった場合は、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めますので、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会へ連絡してください。</p> <p>(6) 当該派遣年度の4月1日時点における年齢が30歳以下である学生</p> <p>(7) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均日額が、各留学先の地域に応じて、(地域1) 2,500円、(地域2) 2,000円を超えない学生</p> <p>※ 他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本事業の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。</p> <p>(8) 文部科学省「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～地域人材コース」、「トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム 大学生等対象」及び当協議会「海外留学支援事業」において過去に派遣留学生として採用されていない学生</p> <p>※ 過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は、支援の対象となります。</p> <p>※ 「トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム 高校生等対象」に採用されていても、支援の対象となります。</p>	募集要項：第10項 「派遣留学生の要件」

2. 申請書類、申請データの作成・提出について

(1) 申請書類等のダウンロード先及び提出期限

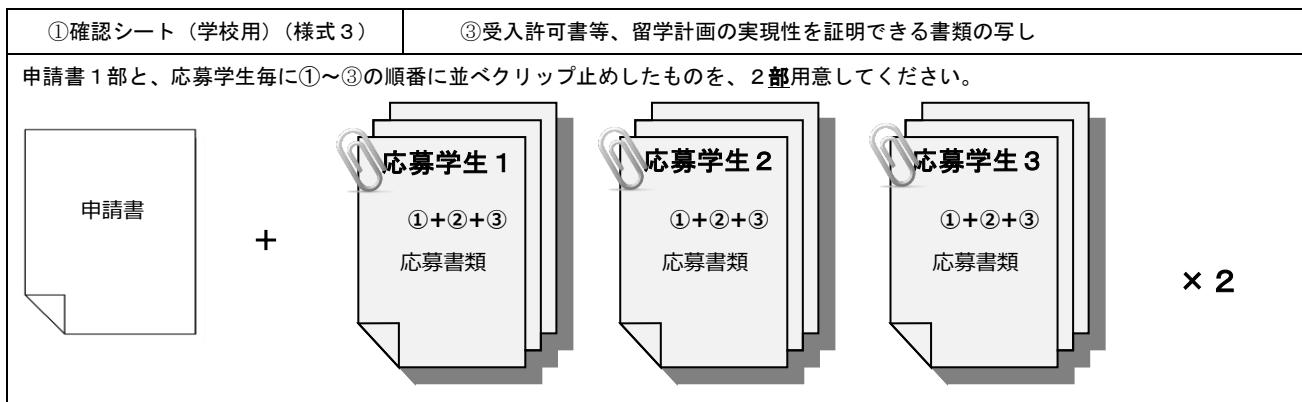
ダウンロード (URL)	
いわてグローカル人材育成推進協議会ホームページ 「海外留学支援」 https://iwate-glocal.jp/category/ryugaku/	
応募学生から在籍大学等への提出締切日	大学等から地域協議会への提出期間
在籍大学等で設定された締切日	令和8年（2026年）2月19日（木） ～5月12日（火）17時必着

(2) 申請書類、申請データ作成に当たっての留意事項等

様式番号	様式等名称	申請書類 (紙媒体)	郵送部数	申請データ (電子媒体)	
各様式共通		<ul style="list-style-type: none"> ・様式の変更は基本的に一切行わないでください。 ・項目の追加や削除、順序の変更はしないでください。(留学先機関やインターンシップ先機関が複数ある場合に、記載欄を増やすことは可。) ・記入例や記載方法等に従って入力、作成してください。 ・入力はパソコンを使用してください。 ・表記は日本語としてください。 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・カラー、白黒印刷どちらでも可能。 			
応募学生用	様式 1	留学計画書 留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し	サイズ A4 サイズ 印刷 片面	以下の申請データ（電子媒体）を準備し、メール送付してください。 - Word ファイル	
大学等用	様式 3	確認シート	サイズ A4 サイズ 印刷 片面	応募者 毎に 2部	
	様式 2	申請書			
提出先		いわてグローカル人材育成推進協議会 〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 いわて県民情報交流センター（アイーナ）5階 国際交流センター内		いわてグローカル人材育成推進協議会 メール : glocal-iwate@iwateia.or.jp	

3. 申請書類（紙媒体）の取りまとめ・提出方法

(1) 大学等作成申請書類	(2) 応募学生から提出された申請書類
・申請書（様式2）	②留学計画書（様式1）



- ・応募学生から提出された応募書類セットを封筒等に入れて、いわてグローカル人材育成推進協議会事務局までご提出ください。

4. 申請データ（電子媒体）の提出方法

以下のデータを提出先へ電子メールで送付してください。

データ名	データ形式	
(1) 留学計画書	様式1	Word ファイル
(2) 申請書（別紙）	様式2（別紙のみ）	Excel ファイル
(3) 留学計画書 留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し（任意）	様式1	PDF ファイル ※左記データを一括で PDF 変換し、1つのファイルにまとめてください

以 上